## 新型コロナウイルス感染症の場合の登園について

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。

【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入していただく必要はありません。 診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

出席停止期間が終了し登園する際は、以下の療養解除届(新型コロナウイルス感染症用) を保護者が記入し、施設へ提出してください。

## 療養解除届(新型コロナウイルス感染症用) ※保護者が記入してください。

| 施設名 | クラス |
|-----|-----|
|     |     |

## 園児氏名

新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症 した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので

年 月 日より登園いたします。

診断を受けた医療機関

発症日:月日解熱した日:月日登園日:月

年 月 日

保護者氏名

## 【例】

| 【発症後4日目に症状が軽快した場合】 |     |     |     |      |     |     |  |  |  |
|--------------------|-----|-----|-----|------|-----|-----|--|--|--|
| 6/1                | 6/2 | 6/3 | 6/4 | 6/5  | 6/6 | 6/7 |  |  |  |
| 0日目                | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目  | 5日目 | 6日目 |  |  |  |
| 発症                 |     |     |     |      |     | 登   |  |  |  |
|                    |     |     |     | 0日目  | 1日目 | 園可  |  |  |  |
|                    |     |     |     | 症状軽快 |     | 能   |  |  |  |

| 【発症後5日目に症状が軽快した場合】 |     |     |     |     |          |     |     |  |  |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|--|--|
| 6/1                | 6/2 | 6/3 | 6/4 | 6/5 | 6/6      | 6/7 | 6/8 |  |  |
| 0日目                | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目      | 6日目 | 7日目 |  |  |
| 発症                 |     |     |     |     |          |     | 登   |  |  |
|                    |     |     |     |     | 0日目      | 1日目 | 園   |  |  |
|                    |     |     |     |     | <b>卡</b> |     | 船   |  |  |